

平成 27 年度立川市個人情報保護審議会答申について(要旨)

(平成 27 年 7 月 30 日現在)

番号	諮問日(上段) 答申日(下段)	実施機関	諮問の概要	審査会の結論
立個審第 17 号	平成 27 年 4 月 16 日 平成 27 年 7 月 30 日	立川市長	平成 25 年〇月〇日に不服申立人と行政管理部人事課人事係長が面談した際の文章化した記録と当該面談の際の話の内容を事務処理した文書等を求める開示等請求に対し、該当する公文書の不存在を理由に実施機関が行った個人情報非開示決定処分の取り消しを求めるもの。	実施機関が行った個人情報非開示決定は、妥当である。